

経常利益と特別損益の有用性に関する実証研究

井 上 達 男

I はじめに

国際会計基準では異常（特別）損益区分¹⁾の表示を禁止しており、米国でも2015年1月に異常（特別）損益の概念を削除する会計基準の改訂が行われた。これに対して、日本の会計制度では、経常利益と特別損益を損益計算書に表示することが要求されている。本稿では、日本、国際会計基準、米国会計基準における異常（特別）損益の表示に関する動向を概観した上で、日本の会計制度で要求されている経常利益と特別損益の有用性について考察したい。本稿の特徴は、次年度利益説明力の観点から、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分表示と日本で要求されている経常利益・特別損益区分表示を比較検討していることである。国際会計基準と米国では異常（特別）損益項目の表示例がほとんどないので、特別損益の実証研究は世界的にもあまり行われていない。また、特別損益区分だけでなく、特別損益に含まれる各科目の次年度利益説明力について検証している点も、先行研究にはない貢献であるといえる。

1) 国際会計基準および米国会計基準では異常（特別）損益項目（extraordinary items）という用語を用い、日本では特別損益という用語が用いられている。両者の定義や内容が異なるので、本稿では、国際会計基準および米国会計基準の記述の際には異常（特別）損益と表記し、日本における記述の場合には特別損益と表記する。

II 特別損益区分表示の動向と先行研究

1. 特別損益表示に関する規定

(1) 日本における特別損益項目の表示

日本では企業会計原則第二の2および企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」において、損益計算書に営業損益計算、経常損益計算および純損益計算の区分を設けることが要求されている。また、会社計算規則第88条、財務諸表規則第70条、連結財務諸表規則第49条では、損益計算書（または連結損益計算書）において収益と費用は①売上高、②売上原価、③販売費及び一般管理費、④営業外収益、⑤営業外費用、⑥特別利益、⑦特別損失に分類して記載しなければならないと規定されている。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費が控除され営業利益が表示され、営業利益から営業外損益を加減して経常利益が表示され、さらに特別損益を加減して税引前当期純利益が表示される。このように、営業利益、経常利益、特別損益を表示することは、日本の損益計算書における標準様式である。

さらに、企業会計原則注解12では、純損益計算に区分される特別損益に属する項目として、臨時損益および前期損益修正が挙げられ、臨時損益として、固定資産売却損益、転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益および災害による損失が例示されている。ただし、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2009年12月公表）によって会計上の変更や誤謬の訂正については過年度の財務諸表に遡及して修正されるようになったことから、特別損益として前期損益修正が計上されることはほとんどなくなった。連結財務諸表規則では、特別利益として固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目が示され、特別損失として固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目が示されている（第62条、第63条）。

なお、国際会計基準や米国会計基準では、廃止事業に関連する損益を、他の継続事業の損益と区別して表示することが要求されているが、日本の会計基準にはこのような規定は存在しないため、廃止事業に関連する固定資産売

却損益なども特別損益に計上されている。

(2) 国際会計基準における異常（特別）損益表示の禁止

これに対して、国際会計基準では、IAS 第1号「財務諸表の表示」（以下、IAS1）において、損益計算書に最低限記載すべき表示項目として、①収益、②金融費用、③持分法で会計処理されている関連会社およびジョイント・ベンチャーの損益に対する持分相当額、④税金費用、⑤(1)廃止事業の税引後損益と(2)廃止事業を構成する資産または処分グループを売却費用控除後の公正価値で測定したことまたはこれらを処分したことによって認識した税引後損益の単純合算額、⑥純損益を規定している（ASBJ 2009; IAS1, pars. 82 and 84）。企業の財務業績を理解するのに役立つ場合には、企業は追加的な表示項目、見出しおよび小計を損益計算書に表示しなければならないとされているが、損益のいかなる項目をも、異常（特別）損益項目として損益計算書の本体、または注記のいずれにも表示してはならないとされている（ASBJ 2009; IAS1, pars. 85 and 87）。

異常（特別）損益項目は、1993年に公表されたIAS 第8号「期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更」において、「企業の通常の活動とは明確に区別され、したがって、頻繁又は定期的に発生することが期待されることのない事象又は取引から生じる収益又は費用」と定義され、経常的活動からの損益とは別個に損益計算書に開示することが要求されていたが、2002年に、異常（特別）損益項目の概念をIAS 第8号から削除し、損益計算書においてこれを表示することを禁止する決定が行われた（ASBJ 2009; IAS1, pars. BC60 and BC61）。その理由として、異常（特別）損益項目は企業が直面する通常の事業リスクにより生じるものであり、損益計算書において個別の構成要素に表示しなければならないものではないと判断し、その頻度ではなく、取引または事象の性質または機能が損益計算書における表示を決定するとした。また、異常（特別）損益項目のカテゴリーを削除することで、企業の期間損益に関連する外部事象（繰り返し発生するものとそうでないもの）の影響を裁量的に区分する必要がなくなると述べている（ASBJ 2009; IAS1, pars.

BC62 and BC63)。

IASB は、企業が営業活動業績または類似の表示項目の開示を選択する場合があることを認識しており、その場合には、企業は開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を代表するものとなるようにすべきであり、営業活動の性質を備えた項目が営業活動業績から除外されれば誤解を与え、財務諸表の比較可能性が損なわれると考えている (ASBJ 2009; IAS 1, pars. BC55 and BC56)²⁾。

(3) 米国における異常（特別）損益の表示

さらに米国においても、2015年1月9日に米国会計基準を簡素化することを目的として、ASU 第2015-01号「異常（特別）損益項目概念の削除による損益計算書表示の簡素化」（以下、ASU2015-01）が公表され、異常（特別）損益項目の概念が削除された。従来は、非経常的な性質 (unusual nature) かつ発生頻度が低く (infrequency of occurrence)、異常（特別）損益項目に区分することが明確な証拠により裏付けられている場合のみ、継続事業から生じる利益とは区別して異常（特別）損益項目を表示することが要求されていた (ASC225-20-45-2)。第1表に示すように、過去には米国においても若干の異常（特別）損益項目が認められていたが、異常（特別）損益項目の非経常的な性質と発生頻度の低さが厳格に適用されており、実際に異常（特別）損益項目を財務諸表に計上している企業は非常に少なかった。さらに、FASB 緊急問題専門部会 (EITF) は、2001年9月11日のテロリスト攻撃に関する関連損失についても、影響が広範囲で、どこまでが非経常な性質の損失であるかの線引きが困難であることから、異常（特別）損益として計上すべきではないとの判断を下した。また、2005年8月29日のハリケーン・カテリーナの災害損失でも、ガルフ海岸地域ではハリケーンは非経常的な性質かつ発生頻度が低いという規準を満たさないとされた。これらの損失について

2) 異常（特別）損益に関するこれらのIASBの動向については、ASBJ (2009)『財務諸表の表示に関する論点整理』の論点4「損益の段階別表示」にまとめられている。本稿では、ASBJ (2009) の訳に基づいている。

第1表 日米における異常（特別）損益計上割合の比較

| サンプル | 米国※1 | | | 日本※2 | | |
|-------|------|-----------|----------|------|-----------|----------|
| | 総数 | 異常損益計上会社数 | 計上割合 (%) | 総数 | 特別損益計上会社数 | 計上割合 (%) |
| 1991年 | 600 | 55 | 9.17 | 577 | 546 | 94.63 |
| 1992年 | 600 | 81 | 13.50 | 601 | 567 | 94.34 |
| 1993年 | 600 | 91 | 15.17 | 634 | 601 | 94.79 |
| 1994年 | 600 | 59 | 9.83 | 665 | 625 | 93.98 |
| 1995年 | 600 | 55 | 9.17 | 777 | 744 | 95.75 |
| 1996年 | 600 | 63 | 10.50 | 802 | 740 | 92.27 |
| 1997年 | 600 | 64 | 10.67 | 835 | 767 | 91.86 |
| 1998年 | 600 | 74 | 12.33 | 868 | 824 | 94.93 |
| 1999年 | 600 | 61 | 10.17 | 904 | 870 | 96.24 |
| 2000年 | 600 | 55 | 9.17 | 999 | 977 | 97.80 |
| 2001年 | 600 | 78 | 13.00 | 1020 | 1004 | 98.43 |
| 2002年 | 600 | 42 | 7.00 | 1040 | 1019 | 97.98 |
| 2003年 | 600 | 12 | 2.00 | 1054 | 1039 | 98.58 |
| 2004年 | 600 | 4 | 0.67 | 1087 | 1065 | 97.98 |
| 2005年 | 600 | 5 | 0.83 | 1107 | 1084 | 97.92 |
| 2006年 | 600 | 4 | 0.67 | 1126 | 1096 | 97.34 |
| 2007年 | 600 | 4 | 0.67 | 1142 | 1108 | 97.02 |
| 2008年 | 500 | 2 | 0.40 | 1152 | 1128 | 97.92 |
| 2009年 | 500 | 3 | 0.60 | 1167 | 1148 | 98.37 |
| 2010年 | 500 | 24 | 4.80 | 1172 | 1132 | 96.59 |
| 2011年 | 500 | 1 | 0.20 | 1180 | 1170 | 99.15 |

※1 AICPA (1991-2011), *Accounting Trends and Techniques* より作成。

※2 東証一部上場3月決算企業(日経NEEDsCD-ROMより集計)。

は、異常（特別）損益項目として計上するのではなく、その影響を注記およびMD&Aにおいて情報として提供することが要求された³⁾。

ASU2015-01では、異常（特別）損益項目概念を削除することによって、

3) 米国における異常（特別）損益項目の変遷については、Massoud, Raiborn and Humphrey (2007) が詳しい。なお、米国においては既に1999年のFASB特別報告で異常（特別）損益項目の廃止が提案されている (Cearns 1999, pp.44-45)。

財務諸表作成者の時間とコストを削減するとともに、監査人や規制当局にとっても経常的な性質と発生頻度の低さを評価することによる不確実性を軽減することになるとされている。

2. 経常利益および特別損益項目の有用性に関する先行研究

国際的な会計基準においては表示が禁止されている異常（特別）損益項目ではあるが、経常利益と特別損益項目を区分表示することに有用性はないのだろうか。この点については企業会計基準委員会（ASBJ）が公表した『財務諸表の表示に関する論点整理』でも、「当期純利益から経常的に生じない損益項目である特別損益項目を除外した経常利益や営業利益は、将来キャッシュ・フローの予測に結びつく反復性のある利益を示し、当期純利益と並んで有用であると考えられている」とされている（ASBJ 2009, 第93項）。

経常利益と特別損益項目の有用性は、財務報告の目的である将来キャッシュ・フローの予測から導かれると考えられる。財務報告の目的は、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を予測するのに役立つ情報を提供することである。この観点からは、損益計算書は収益と費用が次年度利益に反映される程度（利益持続性および次年度利益説明力）に応じて適切に区分表示されることによって、将来キャッシュ・フローの予測に役立つことになる考えられる。FASBが1998年に公表した『財務業績報告：現状と将来の方向』と題する特別報告でも、過去の研究成果に基づいて、連続性（continuity）や再発性（recurrence）などの違いにしたがって利益構成要素を区分表示することが、報告利益の有用な1つの形式であると示唆している（Johnson and Lennard 1998, par.3.22）。Lipe（1986）は、米国で一般的に報告されている6つの利益構成要素の株式リターンに対する反応が有意に異なっていることを示した。このことは、当期利益だけが公表された場合には提供されない追加的情報が、他の利益構成要素によって提供されることを示している。Swaminathan and Weintrop（1991）も、米国企業の収益と費用の構成要素が当期利益を上回る情報内容を持っていることを示した。

さらに、Fairfield, Sweeney and Yohn (1996) は、米国における当期利益を営業利益、非営業損益項目、異常（特別）損益項目、非継続事業へと区分を細分化することによって次第に利益予想が改善されることを示した。Herrmman, Inoue and Thomas (2000) は、日本と米国の損益計算書における表示区分が利益持続性を反映した表示の細分化によって、利益予測をどのように高めるかを比較検証した。次年度利益説明力は、当期利益の構成要素を次年度当期利益に対して回帰した際の係数として測定している。日本に関する実証結果でも、損益計算書における区分表示を細分化するにしたがって、次年度利益に対する説明力が次第に増加することがわかった。また、営業利益や経常利益の係数がそれぞれ0.488と0.494と高いのは当然であるが、特別損益項目の係数は0.291であり、米国の非経常損益項目（0.124）や異常（特別）損益項目（0.085）よりもはるかに高いことが明らかになった。このことは、日本における特別損益項目が米国の異常（特別）損益項目よりも広範囲であり、経常的な項目が含まれている可能性を示唆している。

新美（2010）は、日本における特別損益項目の計上が投資家にどのような情報価値をもたらしているのかについて実証を行った。具体的には、多額の特別損益（総資産の1%以上）の計上前後で、投資家による経常利益の評価に影響があるのかを検証している。実証結果は、企業が多額の特別利益あるいは特別損失あるいは両方を計上した後に、経常利益の持続性が以前より改善されているという仮説を支持しているものの、年度ごとの推定結果が安定しているとはいえ、かなり控えめな支持であると述べている。

また、井上（2010）は、2002-2008年における3月連結決算日本企業の経常損益、当期純利益、包括利益の価値関連性、利益持続性、利益予測能力を検証している。ここで、価値関連性は、株価（または株価リターン）と会計数値との関連性を分析し、より関連の強い方が価値関連性が高いと考える。利益持続性は、利益項目の当期と次期の自己相関に注目し、相関が高いほど利益項目の持続性が高いと考える。利益予測能力は、次年度当期利益と当期の利益項目との相関に注目し、係数およびモデルの説明力が高いほどその利益

項目の将来利益予測能力が高いと考える。井上（2010）の実証結果では、株価関連性、利益持続性、次年度当期利益予測能力（将来利益説明力）のいずれにおいても、当期純利益よりも経常利益の方が優れていることが示された。

これらの先行研究から、当期利益を同質性を持つ区分表示へと細分化することによって、次年度利益を予測する能力が向上すること、営業利益と経常利益の将来利益予測能力は当期利益よりも高いことが実証的に示されたといえるだろう。本稿では、これらの結果を踏まえ、日本企業を対象として、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益項目区分表示と、国際会計基準では禁止されているが日本が要求している経常利益・特別損益区分表示の比較に焦点をあてて、次年度利益説明力の観点から損益計算書における望ましい区分表示について検証を行いたい。

Ⅲ 仮説設定、モデルおよびデータ

1. 仮説設定

国際会計基準や米国会計基準では、異常（特別）損益項目の表示を禁止あるいは極めて限定的に解釈してきたのに対して、日本の会計制度では経常利益と特別損益項目の表示を要求している。日本における財務諸表分析においても、一般的に、営業利益は企業の本業における収益力を示し、経常利益は本業プラス財務力を反映した収益力を示すといわれ、経常利益はまさに企業の経常的な収益力を示していると解説される。特別損益項目は、経常利益に含められなかった非経常的な損益項目であり、経常利益の表示と裏表の関係で表示される項目である。このことから、先行研究において、経常利益の価値関連性が当期純利益よりも高いことも当然のことと理解される。

これに対して、国際会計基準や米国会計基準では、異常（特別）損益項目の表示、すなわち経常利益の表示が禁止されている。その理由は、①異常（特別）損益項目は企業が直面する通常の事業リスクにより生じるものであり、その頻度ではなく、取引または事象の性質または機能によって損益計算書の表示を決定すべきことと、②異常（特別）損益項目を区分する基準が曖

味で、企業が裁量的に分類を操作しかねないことであるとされている。

しかしながら、IASBが主張する取引または事象の性格または機能による分類が優れているという明確な根拠が明らかではないように思われる。本稿では特に、①の取引または事象の性格または機能による分類と、先行研究で述べた次年度利益説明力に基づく分類のいずれが、財務報告の目的を達成するのにより望ましいのかを検証したい。先行研究は価値関連性に関する研究も多いが、本稿では、損益計算書の構成要素による利益予測の観点から、Herrnman, Inoue and Thomas (2000)と同様に将来利益説明力に注目して経常利益と特別損益項目の有用性を検証する。本稿では、経常利益および特別損益項目の次年度利益説明力に基づいて次の3つの仮説を実証的に検証したい。

仮説1 日本で要求されている経常利益・特別損益区分（または営業利益・営業外損益・特別損益区分）表示の方が、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益表示よりも次年度利益説明力が高い。

仮説2 日本における特別損益に含まれる各項目の次年度利益説明力は、経常利益の次年度利益説明力よりも低い。

仮説3 日本で開示されている特別損失の金額が大きい場合には、特別損失の金額が小さい場合よりも、特別損益項目の次年度利益説明力は低くなる。

まず仮説1について、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分表示における非営業損益項目は、営業外損益項目と特別損益項目の合算であり、次年度利益説明力が異なる項目が混在することになるので、損益計算書は経常利益・特別損益区分（または営業利益・営業外損益・特別損益区分）で表示した方が、財務報告の目的である将来キャッシュ・フロー（本稿では次年度当期純利益）の予測に役立つ情報を提供すると考える。

仮説2については、特別損益は本来、非経常的な性質を持つ収益および費用であるので、次年度に同じような金額が発生することは想定されていない。しかしながら、日本における特別損益項目はその実質的な判断というよりも勘定科目が指定されており、経常的な性質を持つ事象または取引が特別損益に計上される可能性が指摘されている。本稿では、特別損益の経常性を確認するため、特別損益に含まれる各項目の次年度利益説明力が経常利益よりも低いかどうかについても検証を行う。

仮説3については、特別損失の金額が大きい場合には、特に非経常的な性質が強いと考えられることから、特別損失の次年度利益説明力はさらに低くなる可能性がある。本稿では、特別損益の金額によって特別損益区分の次年度利益説明力に影響があるかどうかについても検証する。

2. モデル設定

本稿では仮説を検証するため、単回帰分析と重回帰分析を行っている。まず、単回帰分析では、当期利益、営業利益、経常利益、営業外損益合計、非営業損益合計、特別損益合計の各項目を次年度当期利益に対して単回帰分析を行い、各項目の単体での次年度利益説明力を検証する。

次に、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分表示(式(1))と、日本の会計制度で要求されている経常利益・特別損益区分表示(式(2))に基づいた重回帰分析を行い、いずれの説明力が高いかを検証する。

$$NI_{t+1} = \beta_1 OPER_t + \beta_2 OTHER_t + \beta_3 TAX_t + \beta_4 MIN_t + u \quad (1)$$

$$NI_{t+1} = \beta_1 ORD_t + \beta_2 EX_t + \beta_3 TAX_t + \beta_4 MIN_t + u \quad (2)$$

ここで、 NI_{t+1} は次年度当期利益(親会社株主帰属当期純利益)、 $OPER_t$ は営業利益、 $OTHER_t$ は非営業損益合計、 ORD_t は経常利益、 EX_t は特別損益合計、 TAX_t は法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減した額、 MIN_t は少数株主持分損益を表す。

さらに、日本の会計制度では、営業利益・経常利益・特別損益区分が要求されているので、次の式に基づいた重回帰分析も行い、上記の結果と比較す

る。

$$NI_{t+1} = \beta_1 OPER_t + \beta_2 NONOPER_t + \beta_3 EX_t + \beta_4 TAX_t + \beta_5 MIN_t + u \quad (3)$$

なお、NONOPER_tは営業外損益合計を表している。式(3)は、式(2)の経常利益をさらに営業利益と営業外損益合計に区分表示したものである。式(1)と式(2)の比較は、比較のために説明変数の数を等しくした検証であり、実際の日本企業の開示との比較は式(1)と式(3)の比較になる。

さらに、特別損益に含まれる各項目の次年度利益説明力を検証するため、上記式における特別損益 (EX_t) に相当する部分に個別の特別損益科目を代入した回帰分析も行う。分析で用いる特別損益の表示科目は、事業・組織再編関連利益 (RESTR-P_t)、有価証券売却益・評価益 (SEC-P_t)、その他資産処分益・評価益 (ASS-P_t)、退職給付関連利益 (PEN-P_t)、引当金・準備金戻入・取崩額 (REV-P_t)、その他特別利益 (MIX-P_t)、事業・組織再編関連損 (RESTR-L_t)、減損損失 (IMPAIR_t)、有価証券売却損・評価損 (SEC-L_t)、その他資産処分損・評価損 (ASS-L_t)、為替差損 (EXC-L_t)、減価償却費 (DEP_t)、退職給付関連費用 (PEN-L_t)、引当金・準備金繰入額 (REV-L_t)、その他特別損失 (MIX-L_t) である⁴⁾。

3. データと変数の記述統計量

分析に用いるデータは、「NEEDS 日経財務データ」に収録されている東証1部上場3月決算企業(2007-2014年)の連結会計数値(日本基準)を用いている。変数はすべて前年度末総資産でデフレートしている。前年度末総資産と次年度当期利益が必要となるので、分析では2008-2013年度のサンプル数6,903について分析を行う。第2表は、分析で用いられる変数の記述統計量を示したものである。

変数間の相関係数は紙面の関係で表示していないが、特に変数間の相関係

4) これらの項目は「NEEDS 日経財務データ」から入手した。ただし、変数の関係で統計処理できなかった為替差益、持分変動利益、債務免除益、負ののれん発生益は、その他の特別利益に合算して分析を行った。同様に、持分変動損失と匿名組合損益分配額は、その他の特別損失に合算して分析を行った。

第2表 変数の記述統計量

| 変数 | 平均値 | 標準偏差 | Q1 | 中央値 | Q3 | サンプル数 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| NI _{t+1} | 0.024351 | 0.047596 | 0.008007 | 0.022145 | 0.042600 | 6903 |
| NI _t | 0.023178 | 0.047477 | 0.007409 | 0.021434 | 0.041311 | 6903 |
| OPER _t | 0.051267 | 0.057992 | 0.021713 | 0.041723 | 0.071864 | 6903 |
| OTHER _t | -0.006764 | 0.024067 | -0.012591 | -0.005064 | 0.001997 | 6903 |
| NONOPER _t | 0.000252 | 0.009543 | -0.009538 | 0.000371 | 0.004224 | 6903 |
| ORD _t | 0.051512 | 0.59164 | 0.020621 | 0.041708 | 0.073703 | 6903 |
| EXTRA _t | -0.007017 | 0.021810 | -0.009625 | -0.003501 | -0.000320 | 6903 |
| RESTR-P _t | 0.000166 | 0.002299 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| RESTR-L _t | 0.001218 | 0.006603 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| SEC-P _t | 0.001149 | 0.005691 | 0 | 0 | 0.000430 | 6903 |
| SEC-L _t | 0.002078 | 0.005600 | 0 | 0.000299 | 0.001779 | 6903 |
| ASS-P _t | 0.001381 | 0.008458 | 0 | 0.000053 | 0.000472 | 6903 |
| ASS-L _t | 0.001726 | 0.0036372 | 0.000139 | 0.000747 | 0.001953 | 6903 |
| EXC-L _t | 0.000034 | 0.001390 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| REV-P _t | 0.000327 | 0.001809 | 0 | 0 | 0.000087 | 6903 |
| REV-L _t | 0.000873 | 0.005912 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| IMPAIR _t | 0.002817 | 0.009595 | 0 | 0.000091 | 0.001949 | 6903 |
| DEP _t | 0.000192 | 0.003527 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| PEN-P _t | 0.000314 | 0.004335 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| PEN-L _t | 0.000669 | 0.003628 | 0 | 0 | 0 | 6903 |
| MIX-P _t | 0.001574 | 0.008911 | 0 | 0.000010 | 0.000796 | 6903 |
| MIX-L _t | 0.002302 | 0.007055 | 0 | 0.000392 | 0.002060 | 6903 |
| TAX _t | 0.002099 | 0.027531 | -0.001112 | 0.017286 | 0.031258 | 6903 |
| MIN _t | 0.000971 | 0.003119 | -0.000154 | 0.000128 | 0.001143 | 6903 |

NI_{t+1}=次年度当期利益（親会社株主帰属当期純利益）、OPER_t=営業利益、OTHER_t=非営業損益合計、NONOPER_t=営業外損益合計、ORD_t=経常利益、EXTRA_t=特別損益合計、RESTR-P_t=事業・組織再編関連利益、SEC-P_t=有価証券売却益・評価益、ASS-P_t=その他資産処分益・評価益、PEN-P_t=退職給付関連利益、REV-P_t=引当金・準備金戻入・取崩額、MIX-P_t=その他特別利益（為替差益、持分変動利益、債務免除益、負ののれん発生益を含む）、RESTR-L_t=事業・組織再編関連損、IMPAIR_t=減損損失、SEC-L_t=有価証券売却損・評価損、MIX-L_t=その他資産処分損・評価損、EXC-L_t=為替差損、DEP_t=減価償却費、PEN-L_t=退職給付関連費用、REV-L_t=引当金・準備金繰入額、MIX-L_t=その他特別損失（持分変動損失と匿名組合損益分配額を含む）、TAX_t=法人税、住民税及び事業税に法人税等調整額を加減した額、MIN_t=少数株主持分損益。なお、すべての変数は前年度末総資産でデフレートしている。

数が高いのは、経常利益と営業利益（0.987）、特別損益合計と非営業損益合計（0.918）、当期利益と経常利益（0.859）、当期利益と営業利益（0.843）、法人税等（調整額含む）と経常利益（0.636）、法人税等（調整額含む）と営業利益（0.632）、特別利益と非営業損益合計（0.512）、当期利益と特別損益

合計 (0.477)、減損損失と特別損益合計 (0.476)、減損損失と非営業損益合計 (0.441)、営業外損益合計と非営業損益合計 (0.424) であるが、これらのほとんどは同じ回帰式に同時投入されない。また同時に投入された場合でも、これらの変数の VIF は最大でも 2.09 であり、多重共線性がおきている可能性は低いと思われる。

IV 実証結果

1. 単回帰分析の結果

第3表は、次年度当期利益に対する当期利益、営業利益、経常利益、特別損益合計、営業外損益合計、非営業損益合計を単回帰分析し、標準係数、t 値、調整済 R^2 を示したものである。

次年度当期利益に対する利益説明力は、経常利益が6年中5年でもっとも高く、全体サンプルでも経常利益 (0.5692) は当期純利益 (0.5031) や営業利益 (0.5519) よりも高い利益説明力を示している。経常利益の次に高いのは営業利益であり、当期利益の利益説明力は、経常利益や営業利益に比べると低いことがわかる。この結果は、利益持続性の観点から、経常利益を表示することによって将来利益説明力が高まる可能性を示していると思われる。

また、特別損益合計の利益説明力は、6年中3年で正で有意であったが、その他の年度は負であった。全体サンプルでの特別損益合計の係数 (0.00379) は、正で有意を示しているが、経常利益に比べると利益説明力のはるかに小さいことがわかる。次に、営業外損益合計の係数は6年すべてで正で有意であった。全体サンプルでも、営業外損益合計の係数 (0.1750) は、正で有意であり、その利益説明力は経常利益と特別損益合計の中間となっている。次年度利益説明力の観点からは、経常利益を、営業利益と営業外損益に区分表示することによって将来利益説明力が高まる可能性があることを示唆している。

他方、国際会計基準に準拠する非営業損益合計の係数は、6年中4年で正で有意であった。全体サンプルでの非営業損益合計の係数 (0.1037) は、正

第3表 NI_{t+1}に対する単回帰（標準係数、t値、調整済R²）

| サンプル | NI _t | | | OPER _t | | | ORD _t | | |
|-------|-----------------|-----------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|------------------|-----------|-------------------|
| | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² |
| 2008年 | 0.5085 | (19.84)** | 0.2579 | 0.5137 | (20.12)** | 0.2633 | 0.5416 | (21.65)** | 0.2927 |
| 2009年 | 0.5626 | (22.93)** | 0.3159 | 0.6050 | (25.61)** | 0.3654 | 0.6153 | (26.31)** | 0.3780 |
| 2010年 | 0.5580 | (22.76)** | 0.3107 | 0.6021 | (25.53)** | 0.3620 | 0.6180 | (26.61)** | 0.3814 |
| 2011年 | 0.4905 | (19.11)** | 0.2399 | 0.5435 | (21.98)** | 0.2947 | 0.5546 | (22.63)** | 0.3070 |
| 2012年 | 0.5966 | (25.31)** | 0.3554 | 0.6853 | (32.03)** | 0.4691 | 0.6806 | (31.63)** | 0.4628 |
| 2013年 | 0.4472 | (17.09)** | 0.1993 | 0.6083 | (26.20)** | 0.3695 | 0.6132 | (26.53)** | 0.3755 |
| 全体 | 0.5031 | (48.35)** | 0.2530 | 0.5519 | (54.98)** | 0.3045 | 0.5692 | (57.51)** | 0.3239 |

| サンプル | EXTRA _t | | | NONOPER _t | | | OTHER _t | | | サンプル数 |
|-------|--------------------|-----------|-------------------|----------------------|-----------|-------------------|--------------------|-----------|-------------------|-------|
| | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² | 標準係数 | (t値) | 調整済R ² | |
| 2008年 | -0.0038 | (-0.13) | -0.0009 | 0.1990 | (6.82)** | 0.0388 | 0.0916 | (3.09)** | 0.0075 | 1131 |
| 2009年 | 0.1285 | (4.37)** | 0.0156 | 0.1397 | (4.75)** | 0.0187 | 0.1693 | (5.79)** | 0.0278 | 1138 |
| 2010年 | 0.1083 | (3.69)** | 0.0109 | 0.1914 | (6.60)** | 0.0358 | 0.1787 | (6.15)** | 0.0311 | 1148 |
| 2011年 | -0.0281 | (-0.96) | -0.0001 | 0.1359 | (4.66)** | 0.0176 | 0.0227 | (0.77) | -0.0004 | 1155 |
| 2012年 | 0.1242 | (4.26)** | 0.0146 | 0.0841 | (2.87)** | 0.0062 | 0.1470 | (5.06)** | 0.0208 | 1161 |
| 2013年 | -0.479 | (-5.11)** | 0.0210 | 0.1053 | (3.62)** | 0.0102 | -0.0883 | (-3.03)** | 0.0070 | 1170 |
| 全体 | 0.0379 | (3.15)** | 0.0013 | 0.1750 | (14.77)** | 0.0305 | 0.1037 | (8.66)** | 0.0106 | 6903 |

**(*)は片側検定1%(5%)水準で有意。

で有意であった。非営業損益合計は、営業外損益合計と特別損益合計の合算額であり、その利益説明力も営業外損益合計と特別損益合計の中間的な数値を示している。次年度利益説明力の観点からは、営業外損益合計と特別損益合計に区分表示した方が望ましいように思われる。

2. 重回帰分析の結果

第4表は、式(1)、式(2)、式(3)および特別損益項目を個別表示するモデルの重回帰分析結果を示している。

第4表に示すように、2008-2013年度についても各モデルの説明力（調整済R²）は、当期利益単体の0.2430から、4区分（0.3114、0.3274）、5区分（0.3310）、特別損益科目純額表示（0.3348）、特別損益科目総額表示（0.3364）へと次第にあがっている。この結果は、Herrmann, Inoue and Thomas（2000）の1985-1994年度の結果と一致している。

まず、4区分モデルにおいては、日本で要求されている経常利益・特別損益区分の次年度利益の説明力（0.3274）の方が、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分の説明力（0.3114）よりも高い。さらに、5区分モデルの営業利益・営業外損益・特別損益区分の説明力（0.3310）は、両者よりも高く、将来利益予測の観点からは国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分よりも、日本で要求されている経常利益・特別損益（または営業利益・営業外損益、特別損益）を区分表示する方が望ましいことを示している。すなわち、仮説1を支持する結果である。

さらに、特別損益の個別の科目表示するモデルでも、収益と費用を純額表示するモデル（0.3348）よりも収益と費用を総額表示するモデル（0.3364）の方がわずかではあるが説明力が高い。これらの特別損益項目の収益費用を個別に総額表示したモデルの説明力は、先の区分表示モデルよりも高いので、次年度利益を予測する際には特別損益の各項目の次年度利益説明力を個別に検討することが望ましいといえる。ただし、営業利益・営業外損益・特別損益区分表示モデル（0.3310）との差はわずかであり、より少ない利益情報で次年度利益を詳細な表示モデルと同程度の説明力で予測できることは、営業利益・経常利益・特別損益モデルの利点であるといえるだろう。

次に、重回帰分析における経常利益の係数は、どのモデルにおいても常に正で有意である。この結果は単回帰の結果と同様である。これに対して、重回帰分析における特別損益合計の係数は、正ではあるが有意ではないことから、経常利益を前提とした追加の説明力がないことがわかった。しかし、経常利益と特別損益を区分表示している方がモデルの説明力が高いので、特別損益合計を経常利益から区分することを支持する結果に見える。なお、特別損益の大小による説明力の違いについては後述する。また、特別損益科目個別表示モデルにおける特別損益項目の各科目の係数を個別に見ると、その次年度利益説明力が一律ではないことがわかる。まず、関連する特別利益と特別損失を純額表示した場合には、9項目中3項目が有意であった。さらに、相殺表示せずに個別に総額表示した場合には、特別損失9項目中6項目は有

第4表 NI_{t+1} に対する重回帰分析

| 変数 | NI_t | | 4区分 | | 5区分 | | 5区分・特別損益個別表示 | | | |
|----------------------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|
| | 標準係数 | (t値) | 営業・非営業 | 経常・特別 | 営業・経常・特別 | 特別科目表示・純額 | 特別科目表示・総額 | 標準係数 | (t値) | |
| NI_t | 0.50306 | (48.35)** | | | | | | | | |
| OPER _t | | | 0.59170 | (45.07)** | 0.59522 | (45.99)** | 0.59757 | (45.39)** | 0.59624 | (44.97)** |
| OTHER _t | | | 0.07578 | (7.43)** | | | | | 0.15881 | (15.96)** |
| NONOPER _t | | | | | | | | | | |
| ORD _t | | | | 0.62085 | (47.57)** | | | | | |
| EXTRA _t | | | | 0.01165 | (1.16) | | | | | |
| RESTR _t | | | | | | | | | | |
| RESTR-P _t | | | | | | | | | | |
| RESTR-L _t | | | | | | | | | | |
| SEC _t | | | | | | | | | | |
| SEC-P _t | | | | | | | | | | |
| SEC-L _t | | | | | | | | | | |
| ASS _t | | | | | | | | | | |
| ASS-P _t | | | | | | | | | | |
| ASS-L _t | | | | | | | | | | |
| EXC _t | | | | | | | | | | |
| EXC-L _t | | | | | | | | | | |
| REV _t | | | | | | | | | | |
| REV-P _t | | | | | | | | | | |
| REV-L _t | | | | | | | | | | |
| IMPAIR _t | | | | | | | | | | |
| DEF _t | | | | | | | | | | |
| PEN _t | | | | | | | | | | |
| PEN-P _t | | | | | | | | | | |
| PEN-L _t | | | | | | | | | | |
| MIX _t | | | | | | | | | | |
| MIX-P _t | | | | | | | | | | |
| MIX-L _t | | | | | | | | | | |
| TAX _t | | | | | | | | | | |
| MIN _t | | | | | | | | | | |
| 調整済 R ² | 0.2530 | | | | | | | | | |
| AIC | -44051 | | | | | | | | | |
| サンプル数 | 6903 | | 6903 | 6903 | 6903 | 6903 | 6903 | 6903 | 6903 | 6903 |

**(*) は片側検定1% (5%)水準で有意。

意に高いのに対して、特別利益6項目中1項目だけが有意であった。この結果を見ると、関連する特別利益と特別損失を相殺表示することは、次年度利益説明力の観点からは望ましくない。また、各項目の係数は、0.00907～0.03335であり、経常利益よりはるかに低いことから、特別損益項目を経常利益から区分表示することを支持する結果であるといえる。これは仮説2を支持する結果である。

3. 特別損益の大きさ別の重回帰分析の結果

次に、先行研究を参考に、総資産の1%を超える特別損益合計を多額と考え、全体サンプルを①多額特別損失(-1%以下)、②少額特別損益(-1%超1%未満)、③多額特別利益(1%以上)の3つのサンプルに分割し、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分と日本の会計制度が要求する経常利益・特別損益区分の次年度当期利益説明力の比較を行った。第5表に示すように、特別損益合計が比較的少額のサンプル(-1%～1%)と多額特別利益サンプル(1%以上)では、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分の説明力が高かった。これに対して、多額特別損失サンプル(-1%以下)では、日本が要求する経常利益・特別損益区分の説明力が高いという結果になった。しかし、第5表には示していないが、日本企業が実際に開示している営業利益・営業外損益・特別損益区分の調整済 R^2 (AIC)は、多額特別損失サンプルで0.2869(-10177)、少額特別損益サンプルで0.3730(-33630)、多額特別利益サンプルで0.3071(-1426)であり、それぞれのサンプルで最も説明力が高かった。

なお、少額特別損益サンプル(-1%～1%)では特別損益の係数(0.02681)は正で有意であり、先の第4表で示した全体サンプルの分析結果よりも次年度利益説明力が高くなることがわかった。これは、特別損益が比較的少額の場合には、同じような事象や取引が特別損益として反復的に計上されている可能性を示唆しているのかもしれない。これに対して、多額特別損失サンプル(-1%以下)では、特別損益の係数(-0.04118)は負で有意であった。こ

第5表 特別損益大きさ別の重回帰分析

| 変数 | EXTRA ≤ -0.01 | | -0.01 < EXTRA < 0.01 | | EXTRA ≥ 0.01 | |
|--------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | 営業・非営業 標準係数 (t 値) | 経常・特別 標準係数 (t 値) | 営業・非営業 標準係数 (t 値) | 経常・特別 標準係数 (t 値) | 営業・非営業 標準係数 (t 値) | 経常・特別 標準係数 (t 値) |
| OPER _t | 0.52792 (20.95)** | | 0.67840 (40.78)** | | 0.60698 (9.84)** | |
| OTHER _t | -0.00010 (-0.00) | | 0.20981 (18.30)** | | -0.04293 (-0.80) | |
| ORD _t | | 0.54364 (21.72)** | | 0.71274 (42.23)** | | 0.58523 (9.37)** |
| EXTRA _t | | -0.04118 (-1.94)* | | 0.02681 (2.37)** | | -0.02625 (-0.48) |
| TAX _t | -0.02158 (-0.87) | -0.02284 (-0.92) | -0.14077 (-8.52)** | -0.14377 (-8.57)** | -0.10530 (-1.71)* | -0.09194 (-1.48) |
| MIN _t | 0.03904 (1.82)* | 0.03893 (1.83)* | -0.07425 (-6.43)** | -0.07049 (-6.09)** | -0.07232 (-1.35) | -0.07159 (-1.31) |
| 調整済 R ² | 0.2751 | 0.2865 | 0.3698 | 0.3646 | 0.3065 | 0.2862 |
| AIC | -10151 | -10177 | -33606 | -33565 | -1427 | -1420 |
| サンプル数 | 1662 | 1662 | 4997 | 4997 | 244 | 244 |

***(*) は片側検定 1% (5%) 水準で有意。

の結果は、次年度利益説明力による予測とは逆の結果であり、仮説3を支持しないが、多額の特別損失を計上するビックバスによる次年度当期利益V字回復の可能性を示唆しているのかもしれない。このように、多額の特別損失は経常利益とは違った性質を持つ事象または取引であり、日本が要求する経常利益・特別損益区分の有用性を示唆する証拠であるかもしれない。

V 結 び

本稿では、国際会計基準で表示が禁止されているが、日本の会計制度で要求されている経常利益・特別損益区分表示の有用性を次年度利益説明力の観点から検証した。本稿の実証結果からは、次の事柄が示された。

- ①日本で要求されている経常利益・特別損益区分モデルの次年度利益説明力の方が、国際会計基準に準拠する営業利益・非営業損益区分モデルの説明力よりも高いこと。
- ②関連する特別利益と特別損失を相殺表示することは、次年度利益予測の観点から望ましくないこと。
- ③特別損益に含まれる各科目の次年度利益説明力は、経常利益よりはるかに低いこと。
- ④特別損益が少額のサンプルでは、全体サンプルよりも、特別損益の持続性がわずかに高いことから、同じような事象や取引が特別損益として反復的に計上されている可能性も否定できないこと。
- ⑤特別損失が多額のサンプルでは、特別損失の係数予測とは逆に負で有意となった。このことは、ビックバスによる次年度当期利益V字回復の可能性を示唆しているのかもしれない。

これらの結果は、日本の会計制度で要求されている経常利益・特別損益区分モデルの方が、国際会計基準で要求される営業利益・非営業損益区分モデルよりも、次年度利益予測の観点から望ましいことを示している。国際会計基準では、取引または事象の性質または機能によって損益計算書の表示すべきであるとしているが、その明確な証拠は示されていないのに対して、本実

証結果は逆に経常利益と特別損益の有用性を示唆している。

しかしながら、国際会計基準が特別損益の表示を禁止したもうひとつの理由は、特別（異常）損益項目を区分する基準が曖昧で、企業が裁量的に分類を操作しかねないことである。本稿では、日本の会計制度に基づいた特別損益の開示を実証の対象としており、特別損益項目の計上基準については考察していない。今後、国際会計基準とのコンバージェンスが進むと、日本でも特別損益区分表示の禁止が検討される可能性がある。特別損益区分表示を維持するためには、本稿で示した次年度利益説明力の観点からの実証的な考察とともに、特別損益項目計上基準の曖昧さや企業に自由な裁量行動を許さないような基準設定についても考察を行う必要があるだろう。

（筆者は関西学院大学商学部教授）

主な参考文献

- AICPA (1991-2011), *Accounting Trends and Techniques*, AICPA.
- Cearns, Kathryn (1999), *Reporting Financial Performance: A Proposed Approach*, FASB.
- Fairfield, P.M., R.J. Sweeney and T.L. Yohn (1996), "Accounting Classification and the Predictive Content of Earnings," *The Accounting Review*, Vol. 71, No. 3, pp. 337-355.
- FASB News Release (2001), "FASB's Emerging Issues Task Force Decides Against Extraordinary Treatment for Terrorist Attack Costs," FASB, October 1, 2001. <http://www.fasb.org/eitf/eitf91101.shtml>.
- FASB (2015), *ASU2015-01, Income Statement-Extraordinary and Unusual Items (Subtopic 225-20): Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items*.
- Herrmann, D., Tatsuo Inoue, and Wayne B. Thomas (2000), "The Persistence and Forecast Accuracy of Earnings Components in the USA and Japan," *Journal of International Financial Management & Accounting*, Vol. 11, No. 1, pp. 48-70.
- IASB (2007), *International Accounting Standard No.1 Presentation of Financial Statements*.
- Johnson, L. Todd and Andrew Lennard (1998), *Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions*, FASB.
- Lipe, Robert C. (1986), "The Information Contained in the Components of Earnings," *Journal of Accounting Research*, Vol. 24 (Supplement), pp. 37-64.
- Massoud, M., C. Raiborn and J. Humphrey (2007), "Extraordinary Items: Time to Eliminate the Classification," *CPAJournal*, Vol. 77, No. 2, pp. 32-39.

- Ohlson, James A. and Stephen H. Penman (1992), “Disaggregated accounting data as explanatory variables for returns,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 7, No. 4, pp. 553-573.
- Swaminathan, S. and J. Weintrop (1991), “The Information Content of Earnings, Revenues, and Expenses,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 29, No. 3, pp. 418-427.
- ASBJ (2009) 『財務諸表の表示に関する論点整理』 企業会計基準委員会.
- 井上達男 (2010) 「わが国における利益実証分析の再検証」『會計』第177巻第5号, 37-47頁.
- 新美一正 (2010) 「特別損益情報の有用性を考える 投資家による情報価値評価の実証分析」『Business & Economic Review』2010年5月号, 75-99頁.